

平成29年 第4回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年 12月11日（月） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	農林水産課長	佐々木	千明
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	田中	秀喜
教育長	村尾	秀信	建設課長	山崎	龍一
総務課長	八幡	哲	大規模事業課長	河北	尚夫
会計管理者	池田	賢一	総務学校教育課長	池田	茂良
企画財政課長	渡部	誠	生涯学習課長	中林	眞
税務課長	藤木	正英	危機管理室長	吉田	篤夫
町民課長	名越	玲子	布施支所長	竹本	久
福祉課長	長田	栄	五箇支所長	金坂	賢一
保健課長	平田	芳春	都万支所長	佐々木	義直
環境課長補佐	原	秀人	企画財政課長補佐	石田	寛弥
観光課長	吉田	隆	総務課長補佐	野津	千秋
定住対策課長	鳥井	登			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	野津	浩一	事務局長補佐	中村	恵美子
--------	----	----	--------	----	-----

議事の経過

○議長（石田茂春）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、1番：大江 寿 議員

○1番（大江 寿）

私は、「隠岐の島町内中学校の部活動について」質問させていただきます。

隠岐の島町の教育要覧によりますと、平成20年の生徒数464人から平成29年には347人と110人以上の減になっています。平成5年時の西郷中学校の生徒数359人よりも少ないという事態です。

かつては、小学校を卒業する際に同級生たちと「部活動は何をする？」という感じでしたが、今や生徒数減少に伴い部活動の選択肢も減らされている状況だと思われま

自分はバスケットがやりたいのに行く中学校にはバスケット部が無い、楽器がやりたいのに西郷中学校にしか吹奏楽部は無い、柔道をやりたいから校区外の中学校に行くとい

た状況です。

一方指導者の面ですが、先日11月18日の新聞にてスポーツ庁が公表した全国から抽出した中学校、高校の教員や生徒らを対象にした「運動部活動実態調査の速報値」では公立中学校、高校で54%の教員が、校務が多忙で思うように指導できないと回答、私生活での影響や疲労を訴える声も目立ったそうです。約半数がそういったワークライフバランスを悩みに挙げているようです。

おそらく隠岐の島町でもこれに近いとみます。ある学校に赴任したが、バレーボールはやったことがないのに顧問になってしまい指導が出来ない。校務も忙しくやはり部活動に対してウエイトが下がってしまうということも他の町ではあったと聞きます。

そこで私は思います。生徒たちに多き選択肢を与え、指導者も複数人で出来てワークライフバランスを崩さない、運動部や文化部のレベルも上がる、そのためには隠岐の島町管内で部活動を連合化したらどうかと思います。あるいは部活動のために校区外の学校に行くことはなく、校区内の学校にいながら他校の部活動に参加できる制度があってもいいかもしれません。連盟等の規定もあり壁があるかもしれませんが、生徒たちの才能を活かすため、そして伸ばすためにもこの手段を検討されてみてはと思います。

平成29年度教育要覧に「学校教育については、生きる喜び、学ぶ楽しさを通して、一人ひとりの可能性を開花して、社会の一員として自立して生きていくことが出来る子どもを学校・家庭・地域が連携して育むことを基本とした教育行政の推進に努める」とあります。以上のことを踏まえて教育長に伺います。

一つ目、現在、管内中学校の中で保護者あるいは指導者教員から部活動に対する悩みなど教育委員会に話がきているか。

二つ目、教育長の中学校部活動に対しての想いを伺いたと思います。よろしく願います。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

皆さんおはようございます。答弁に移りたいと思います。

ただ今の、大江議員の「隠岐の島町内中学校の部活動について」のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、中学校の生徒数が減少している中、各中学校では、地域の協力や各種団体との連携などにより工夫された部活動の運営がなされておりますが、限られた生徒数では、子どもの思いや保護者の願い、その全てに応じることができない状況になってい

とっております。

中学校の部活動は、何よりも校長をはじめ先生方の熱意と大きな負担により支えられている実情があることも認識しております。

今年の秋の新人戦では、野球、バレーボールの種目で部員数の減少により出場できない学校がありました。県中体連大会には、合同チームを編成し大会に出場できる規定がございます。生徒数が減少し、部員数を確保することがますます難しくなっていく中で、団体で行う既存の部活動については、この合同チームについて検討していくことも必要になってくると思っております。

今年11月に、西郷サッカークラブの保護者から「中学校運動部活動の合同チーム編成について」要望がございました。サッカーについて運動部活動の新設と合同チームの体制づくりについてというテーマでございましたが、「中学校の部活動でサッカーをさせたい。」という、保護者の熱い思いが伝わってまいりました。

学校の部活動は、スポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育む重要な活動として教育的にも意義が高く、学校教育活動の一環として行われているものでございます。

町内4校の中学校では、各校の歴史や地域性を考慮しながら、学校の責任と主体性で部活動を運営していると認識しております。

議員ご提言の合同チームや、校区外の部活動参加など、学校長に情報提供し、子どもの思いや保護者の願いがかなうように、部活動の円滑な運営が図れるよう各学校を支援してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○1番（大江 寿）

再質問をしたいと思っております。

指導者を地域住民からという考えはございますか。

○番外（教育長 村尾 秀信）

既に、それについては行われておりますが、地域の外部指導者をお招きして顧問の先生と一緒にやっておられます。

それから、来年度から国の制度によって部活動指導者の制度もございますので、そうしたことを活用しながら、子ども達の豊かな部活動運営のために活用していく考えはあります。

○1番（大江 寿）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、大江 寿議員の質問を終わります。

次に、8番：安部 大助 議員

○8番（安部大助）

本日、二番目の質問者となりました安部大助です。

今回は、来年度に向けて早急に検討をして進めていくべき必要な事項として二点、町長そして教育長にお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、一つ目に「中学校の運動部活動について」教育長にお伺いします。

この部活動については、今多くの課題があります。どうそれに対して対応していくかをしっかりと考えないといけない時期にきていると思っております。

先ほど大江議員からも質問がありましたが、また違った視点からお聞きしたいと思っております。

教育長もご存じだと思いますが、運動部活動の意義については、「学校教育活動の一環として生徒が自発的に自主的に行うもので、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさもたらす。」と文教施策にも書かれております。

しかし、本町の運動部活動についてはその意義を考慮した環境となっているのかというと、必ずしもそうではなく、反対に多くの課題が山積しております。

大江議員の質問にもあったように部員が少なく大会に出れない、部活動の種類少なく、既存のスポーツで我慢していることなども問題ではありますが、更に生徒たちが部活動に対する不満や戸惑いが学校生活にも影響を及んでいる、これも大きな問題です。

そんな運動部活動の現状について、教育長どういう認識をもっているのか再度お伺いしたいと思います。

そして先ほども問題解決のために、全国でも合同チームの編成やクラブチームを部活動に移行するそういった方法もあります。また、先ほどもありましたように、校区外への部活参加などの対応も行っています。

私は、早急にこれは教育委員会としても検討し進めていくべきと思いますが、その考えをお聞かせください。

また、運動部活動の今の状況、問題点をしっかりと把握するために、教育委員会として

当事者でもある生徒や保護者、顧問に対してアンケートを取っていくべきだと思いますが、併せて教育長の考えをお伺いします。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

安部議員の分割一点目、「中学校の運動部活動について」のご質問にお答えします。

町内4校の中学校では、運動部活動の趣旨や目的を踏まえ、各校の歴史や地域性、子どもの思いや保護者の願いを考慮しながら、教職員の生徒愛に支えられ、工夫された運動部活動を運営していると認識しております。

中学校の運動部活動は、学校の責任と主体性で運営されているものと認識しておりますが、生徒数や教員数が減少する中で、生徒すべてのニーズに応えきれていない、指導教員が確保できない、担当教員の負担が大きいなど様々な課題や困難点があることも事実でございます。

先ほど大江議員のご質問にお答えいたしましたとおり、運動部活動の運営主体である各学校にとって、これらの課題の解決策として、合同チームの編成、あるいはクラブチームへの移行、校区外の部活動参加などが、最適・最善な方法であれば、その環境整備について支援していきたいと考えております。

生徒へのアンケート調査の実施については、学校では、生徒との話し合いを密に行うなど適切な運動部活動の運営がなされていると認識しておりますので、今のところ、実施する考えはございません。必要があれば各学校での実施について検討したいと思っております。

中学校の運動部活動に限らず、幼児を含め、児童・生徒の運動能力の向上や健康づくりのためには、学校教育や社会体育の観点からも、その環境整備を考えることが必要であると捉えており、そのあり方については、関係機関、スポーツ関係者、保護者の方々等との協議を深め検討してまいりたいと思っております。その一環で必要があれば、子どもの意識調査等についても検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○8番（ 安 部 大 助 ）

答弁いただきましたが、何点か質問をさせていただきます。

答弁の中で、今、学校内で工夫され部活動が運営されているという認識、あるいは各学校の責任と主体性のもとで部活動が運営されているということなのですが、今、現状はそれができているのかということで、今回私は質問をしております。

私の所に、いろいろな方から、保護者、あるいは皆さんの声を聞く中で、今まではある程度人数はいて学校単位で任せてきた、それが出来てきたからまだよかったのですが、今の状況はもう人数がいない。対策としては、一学校では対応しきれない状況になっている。そういうことを考えると、今度は“町”としてどう部活動を考えていくかということが必要になってきます。そういった意味でも今回、答弁の中には各学校に対する支援、各学校に任せるという答弁でしたが、やはり今、本当に必要なのは教育委員会、町として、この部活動どう考えていくべきか。そして、今の課題をどう把握すべきかと思いますが、各学校ではなく教育委員会として、この課題に対してどう対応していくか、再度、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○番外（ 教育長 村 尾 秀 信 ）

現在、各中学校で行われている運動部活動について、決して子どもの願いや保護者の期待どおりに行われている現状ではないと言う、先ほど答弁いたしました通りでございますが、学校の教育活動は教育課程の中であれ、放課後等を使って行う教育課程外であれ、子どもを預かった学校がその「責任」と「主体性」において行われていくべきものだと、私は考えております。

子どもたちに“豊かな教育活動”を提供するために、例えば、どういう種目を選んでいくのか、あるいは部員数が減少している部活動の一つのチームに、どういうふうに子どもの満足度を上げるために日夜、先生方は、学校は頑張っているのではないかというふうに認識しており、教育委員会としてということになると、その学校での運営のあり方について、学校が行政の方に要求する教育的な環境を整えていくのが教育委員会の役割だと思っておりますので、それは各中学校で行われている一つひとつの部活のチームにも様々な問題がある。あるいは子どもの要求に応えきれていないというところは多々あるとは思いますが、そういう所に向けて支援して行くのが教育委員会の役割というふうに考えております。

○8番（ 安 部 大 助 ）

答弁いただきました。

私が言いたいのは、各学校の校長先生、顧問の先生が一生懸命頑張られているということとは承知しております。

しかし、今抱えている課題というのは、一学校では解決しきれない例えば、合同チームでもそうですし、クラブチームの編成もそうですけれども、そういう中で例えば教育委員

会が学校へ支援をするとか、そういった協力をするためには教育委員会としての“ビジョン”。今の部活動をどう考えるかというのをしっかりと持って、それで学校に対する支援をしていくべきだと、それをしないと今までのように学校にお任せで、それに対して支援をする。各学校の運営に対するただ支援をする。それでは「今までと一緒じゃないですか」と言うことで、やはり教育委員会として今回の課題、解決するために“ビジョン”をつくっていくべきではないですかと。そのために今の町や教育長の考え、そういったものをお伺いしておりますので、支援とか協力とかではなく、何を今、教育委員会がすべきか、問題意識も含めて教えていただきたいという質問であります。

○番外（教育長 村尾 秀信）

実態把握やら、各学校での課題、困難点、そうしたものについて決して教育委員会は目や耳を閉ざしているわけではなく、どうすれば最適、最善な部活動運営が行われているかに配慮しながら、必要な支援はしていくように心掛けているところです。

ただ、申しあげましたように各学校での判断ということが、運動部活動では前提になるかと思えます。その判断の下に学校がその「責任」と「主体性」でもってなされる教育活動が運動部活動だというふうに認識しており、その判断をまっして、例えば「A校とB校が合同でチームを作ろうよ」と、そうした時にもいろいろ困難点はございます。部活動の練習日程はどうするのかとか、長期的な練習計画だとか、あるいはユニホーム着たときにA中学校という名で出るのか、多分、隠岐の島中学校では出れないと思えます。それは今の県中体連の規定では。いろいろな部活動運営の実施にあたっての鋭意協力をしてまいりたいということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○8番（安部 大助）

教育長の思い、考えは理解しました。

教育委員会として、そういった部活動の課題の抽出の仕方、先ほど答弁の中に「今の現状認識している。」ということとされていると思うが、例えば、部活動の何らかの問題があった場合とか、そういったものの教育委員会としての把握するための方法、例えば学校から聞くのか、その辺の抽出の仕方がどうなっているのか教えていただきたいと思えます。

○番外（教育長 村尾 秀信）

学校の運動部活動の課題や問題点をどういうふうに把握しているかと言うことですが、第一は学校側からの情報を待っております。先ほどの答弁で申しあげたとおり、校長から一つの部活動を任された担当の先生なり、あるいは外部指導者等とが密に子どもの状態と

か、保護者の願い等をお聞きしながら部活動を運営しておりますので、第一は学校からの情報です。

次には、保護者の方々の思い等を、時には私自身が保護者の方に、例えば大会等でよく会いますのでその時々には聞いたり、言ったりしてもらいながら情報収集に努めておりますし、先般、別な観点で先生方の「長時間勤務のアンケート調査」をさせてもらいましたが、その中からかなり、中学校の先生方から運動部活動の長時間勤務に与える影響も引き出すことができましたので、そうした「アンケート調査」等をしながら努めているところでございます。

○8番（安部大助）

教育長がいろんな情報を貰っている、努力されているということは分かりました。しかしながら、どちらかというところ“受け身”でいるのかなと正直思っております。やはり、先生や顧問に言えない不満とか、あるいは学校に言えない不満・不安、もしかしたら教育委員会にも言えない、本当にそういった悩みというのか、そういう現状あると思うのです。全て学校に言って、学校が対応してくれるとそこまで生徒たちは思っていないと思います。

私も聞いた中では、やはり学校にも言えないことも、保護者の方からの話ではそういったこともあるそうです。そのために今回、しっかりと教育委員会も現状把握をするために一度そういう方々に学校を通してではなく、教育委員会としてアンケートを実施してはどうかということをご提言させていただきました。

今の教育長の答弁の中でも、果たしてそれが今の現状を把握できるのかと言うと、ちょっと言葉は悪いですが「表向きの問題点」だけになってしまうのかなと思います。そういった意味でも再度アンケート調査をすべきと思いますが、教育長の考えを今一度、お聞かせ願いたいと思います。

○番外（教育長 村尾秀信）

初めに申したように中学校の運動部活動は、その学校の「責任」と「主体性」によってなされるものだと認識しておりますので、その責任性において学校がその必要を感じたならば、学校が運営とか保護者の願いを聞くときに行なっていただければというのが、私の想いでございます。

そうしたことの中で、保護者や子どもが担当の教員の中に、素直な自分の思いを届けられないというのもまた大きな課題でございますので、私としては子どもたちの願いや保護者の思いというのは、実際に運動部活動を行っている顧問の先生やクラブ指導者の皆さん

に素直な気持ちを伝えて、そしてそのことを考えながら運営されていくのが適切な運動部活動と考えておりますので、保護者の皆さまにもいろいろな思いがありますれば、素直に顧問の先生なり学校なり、そして教育委員会なりに伝えて貰えればいいと思います。

○8番（安部大助）

分かりました。先ほど答弁の中で、大江議員の方からもあったように合同チームの編成、あるいはスポーツクラブの部活動移行、そういったものに対して最善な方法があればその環境について支援していきたいという答弁いただきました。

これについて、最適、最善な方法であればという教育委員会としては、例えばどうやって保護者から聞くのか、協議をしていくのか知りませんが、それを判断する材料としては何が考えられているのか、それをいつ頃までにやろうとしているのか。その二点について、再度お聞かせください。

○番外（教育長 村尾 秀 信）

ご提案のあった合同チーム、それからクラブチームへの移行、それから他校のクラブ活動参加、これは既にそういうことが可能であれば、もう既に実施されておりますので学校側の判断に基づいてそういうことが可能であったり、またそうすることに課題があればそういう情報を掴んで、そして何時からかと言うことでございますので、4校の校長と話し合いをしながら一定程度の部活動運営についての意思疎通を図っていきたいと考えております。

○8番（安部大助）

先ほどのいろんな方法的なものもあるのですが、もう「待ったなし」かと正直思っております。と言うのは、例えば小学校6年生の子どもがいた場合に、来年度から中学校です。そうした時に、そういった環境を整えてあげると言うことを考えると今年度中でも、もし出来ればと私は思います。

ここにそういった子どもたちの手紙と言うか、文章があります。教育長も見られたと思いますが、その中には例えば先ほど言ったサッカー、「中学校でもサッカーを続けられるチャンスをください。」とか、あるいは「島内の子ども達も島外の子ども達と同じように大好きなサッカーを続けていきたい。」とか、こういう切なる思いを持った6年生の子ども達もいます。そういった意味でも私は、早急にそういった方法、協議をしていくべきだと思いますけど、最後に教育長の考えといいますか、お聞かせ願いたいと思います。

○番外（教育長 村尾 秀 信）

子ども達の願いが叶うように、教育委員会としても早急にこのことについては検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○8番（安部大助）

それでは、次に「指定管理制度について」町長のお考えをお伺いします

町長もご存知のとおり、指定管理者制度とは行政が管理する公共施設を民間の方が、事業者が活用し、運営し、そこに民間のノウハウを活用して「住民サービスの向上」、「経費の削減を図る」ことを目的に2003年より開始された制度です。

これら二つの目的を達成にするには、管理する事業者の能力はもちろんですが、管理を任せる行政側がその施設の目的を明確にし、住民サービス向上のためにどう活用すべきか考え、管理を任せる事業者のモチベーションをどう上げていくかなど行政の役割も重要となります。

本町においては各集会所を除いて60施設以上もの公共施設が指定管理者制度のもと管理されていますが、今までの町の施設運営や管理体制を見ていると、先ほど言った行政の役割をやってきたのかというと全てがそうではなかったように思います。制度に対する町のスタンスが分かりづらい、指定管理者への監視力、指導力が弱く、自治体のコントロールする力がなかったことが今までも指摘されてきたと思います。

このような現状を踏まえ指定管理者制度についての認識と、今後、より効果が生まれるために、どのように進めていくお考えか聞かせてください。

そして、指定管理者制度が目的どおりに進んでいない要因の一つに本制度を行政と管理事業者のみで進めており、サービスを受ける町民が関わっていないことにあると私は思います。

本町が定めている本制度のガイドラインにも、利用者のモニタリングとして満足度調査やアンケート調査を行うことが記載されており、それに事業者の自己評価を付け加えてはじめて行政が総合評価を行うこととされています。

しかし、実際のところ何施設が町民からモニタリングをしているのか、私の調査では大部分がされていませんでした。結果、事業者の自己評価や報告、そして行政のみの材料で総合評価が行われ、課題分析や改善が出来なかったように思います。

そこに町民の評価があれば、事業者も行政も目的にそった行動が変わっていくと思います。今後、利用者の満足度調査やアンケート調査をしっかりと行うべきですし、評価委員会も第三者で構成される「第三者評価委員会」を設置すべき考えますが、町長の考えをお

聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

安部大助議員の「指定管理者制度について」のご質問にお答えします。

一点目の「本町が行っている指定管理者制度についてどのように認識しているかについて」であります。議会の議決を経て指定により公の施設の管理権限の委託を受けた指定管理者は、本町に代わり当該公の施設の事務を行う機関であることから、本町のパートナーとして公共の一翼を担い、地域全体の公益に資する法人及びその他の団体あると認識しております。

指定管理者との間で施設の管理運営に関する協定を取り交わしていることから、その協定に則った業務の推進と指定管理者制度の運用に関するガイドラインに沿った点検・評価を行い、本制度を効果的に進めていきたいと考えているところでございます。

二点目の「第三者も入った評価委員会の設置と住民アンケートの実施について」であります。ご指摘のようにこの制度は、委託者だけに任せるのではなく、行政の役割も非常に大きなものがあると考えているところです。利用者の満足度調査やアンケート、指定管理者の自己点検、そして町の点検と評価、まずはガイドラインに示してある適正な管理運営のための点検及び評価を確実に実施し、施設のマネジメントサイクルをしっかりと管理し、施設の有効利用と住民サービスの向上を図ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○8番（安部 大助）

ただ今、町長から答弁いただきましたが、何点か質問をさせていただきます。

今の答弁の中で「モニタリング」の話がありましたが、確認というか、今まで公共指定管理制度に入っている施設でモニタリングがなされていない、してこなかったという認識はあるのかどうかということと、そういったものを踏まえて、今後はしっかりとガイドラインに沿った「モニタリング調査」、「自己評価」と、そして町の「総合評価」をするのか、その辺の考えと確認をさせていただきたいのですが、お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員ご指摘のようにモニタリングといいますか、指定管理者からの自己評価、またお客様の意見等を取る施設と、全く欠けている、取っていない施設があると調査して認識しております。ただ、まだまだモニタリングのことよりもガイドラインに沿ったことを、まず我々が管理の上で行って来ていなかったということを反省しなければならない。それは一

部の施設であったというふうに認識しておりますので、改めて課長会の方で指示するように、業者の評価に併せてきちんと町の評価をした上で、実施していきたいと考えております。

また、先ほどの中でお答えしておりませんでした。第三者機関による評価ですが、これは選考委員会が評価を行うとなっております。これは議員ご案内のとおりです。本議会、今年度この評価委員会について第三者を入れるべきだということから、今年度から第三者を入れておりますので、今後はこの選考委員会がそのまま評価委員会になるところでございますので、その中できちんとした第三者も含めた評価を行っていききたい。そのように考えております。

○8番（安部大助）

再度聞きたいのですが、第三者の評価委員会ということを言われました。確かに選定委員会が今あります。メンバーを見るとほとんどが課長なんです、2名が専門的な方で外部の方がおられます。

選定委員というのは、そのまま事業者が指定管理者制度の中で指定管理を任せていいのかどうか評価をすると思うのですが、やはり1年間、その指定管理期間の中でその事業者が本当に「住民サービスの向上」に努めているのかと評価する時には、役場の課長ではなく、実際にそういった関係者等の身近な人が入って評価をしないと、本当の評価というか、住民のサービス向上に本当に適しているのかという評価が出来なくなると思うのですが。その辺に関して私は、全て第三者の方が入って構成すべきでないかと考えておりますが、その辺の考えを再度お聞かせいただきたいと思っております。

○番外（町長 池田高世偉）

この選考委員会につきましては今年、皆さま方とお話し合いをさせていただいた経緯があります。ただ、現在と言いますか、前回は2名の第三者でございましたが、まだまだそういった委員については検討する余地があると思っておりますし、まずは「選考委員会」が「評価委員会」に変わるというガイドラインがございますので、その徹底を図っていききたいと思っております。

○8番（安部大助）

再度質問させていただきます。この隠岐の島町のガイドラインの中に「目的の明確化」があります。公共施設の目的をしっかりと明確化していかなくてはいけないと、抽象的ではなく明確にしていかななくてはいけないというガイドラインですが、この多くの施設それぞれ

れに設置条例があります。その中に最初に「設置」ということで、その施設の目的につながるような、町としてこの施設はどう活用すべきなのかというのが書かれております。

私も各施設の条例を見させていただいて、なかには本当にこの施設に対する町の考えが明確にされているなという分もありました。例えば、ある福祉施設では「在宅の要介護者等、高齢者に対し通所及び居住等の方法により各種サービスを提供する。そして日常生活を営むことができるようにする。」と目的の明確がされております。しかしながらある施設に関しては「産業及び社会教育の振興、離島の文化の向上等の施設とします。」と、この施設何だと思えますか。正直私はこれを見て、どこの施設か全く分かりませんでした。どうですか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご質問の、「目的によってどの施設か」と言うことですが、分かりません。

○8番（安部 大助）

通告してませんでしたので、これは私も正直分かりません。で、調べると、今公募している都万のレストランなんです。きっとこれは合併当初から変わってるのかちょっと分かりませんが。

先ほども言ったように、これからは住民の方々もどういう施設が公共施設で指定管理しているのかを把握をして、住民の皆さんも一緒になって今の施設が適正であるかということを見ていかなくていけないと思っております。そのためにはまず、この「設置条例」、ここにはしっかりと町としての考えとか目的を示さないといけないと私は思っている中で、この最初の条例の設置のところに、先ほども言ったような抽象的な内容があるのであればガイドラインに沿って、しっかりと変えなくてはいけないと思っております。

そういった抽象的な施設がけっこうあります。例えば、設置のところに「老人福祉法第何条により設置」とか、まったく目的とか設置の内容を住民の皆さんは理解されないと思えます。その辺を含めて一度、設置条例にも町の考え等を示すべきではないかと、見直すべきでないかと思えますが、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

先ほどお答えしましたように、言われても私自身が分からなかったということは十分認識しておりますし、申し訳なく思いますが、この「設置条例」の目的、全件見直すということよりも、それも追々大事でしょうが、最初に議員が指摘をされたガイドラインに沿った施設毎の管理・点検をきちんとしなさいというご意見だったように思います。そういっ

た所から改めてやって行きたいと、そのように考えております。

○8番（安部大助）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

次に、15番：池田信博議員

○15番（池田信博）

それでは、私の一般質問を行いたいと思います。

平成26年12月18日午前4時30分頃、海上は強風波浪警報が発令される大時化の中、中国船籍のイカ釣り漁船が、県道西郷布施線の大久三島洞門下の三島海岸に座礁する事故が発生しました。座礁した船の乗組員25名のうち、23名は自力で陸に避難し救助され、1名は死亡、残る1名は行方不明となった大きな海難事故でした。

隠岐の島町は、旧大久小学校に乗組員を避難させ、出国までの期間、大久住民はじめ関係者は中国人の救護等の援助を行ったということです。あの事故から3年が経過しようとしています。漁船の引き揚げ作業はなく、荒波にもまれ陸上及び海底に残骸が散乱している状況です。座礁した船からは油が流出するなどしたそうです。現場海域は、岩のり、さざえ、わかめ等海産物の宝庫であったところでした。漁業者は大変な被害を被っています。未だに何の解決も見ないまま今日に至っています。

今年8月に隠岐の島町、島根県の関係部署に大久区民代表、大久漁業者会の代表から「要望書」が提出されています。座礁船の引き揚げは船主が責任を持つことが求められています。現状かなう状況にないことは明らかです。当然のごとく今日まで何もなされていません。事故当初は現場近くまで行くと座礁した船の残骸が見えていたのですが、今は道路から視認することはできません。「要望書」を提出するということを知り、改めて事故から現在に至るまで、座礁事故解決に向けて何もしなかった対応を反省も含め考え直さなければならぬと思っています。結果を求めて言っています。

座礁船の残骸を早期に引き揚げ、豊かな漁場をできるだけ早く取り戻さなければなりません。そこで、お伺いします。

中国籍座礁船引き揚げの「要望書」を受理し、隠岐の島町は今後どのようにして早期に問題解決を図るべき取り組みをするのか考えをお伺いいたします。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、池田信博議員の「座礁船を引き揚げ、漁場の早期回復を」とのご質問にお答えいたします。

座礁船の撤去につきましては、事故当時より船主に対して島根県を窓口とし隠岐海上保安署や隠岐支庁、神戸税関、隠岐の島警察署等の関係機関が連携いたしまして、撤去要請等の対応を進めてまいりましたが、未だ放置されたままでございます。

平成27年10月頃からは、外務省も中国側との調整に加わっていただきまして、平成28年6月には「この案件は、政府間で解決する段階にある案件」となっておりますが、残念ながら進展が見られない状況でございます。

また、放置されております座礁船につきましては、関係機関による巡視活動を継続して実施し情報の共有を図っております。

当初は、毎日巡視を行っていましたが状況に大きな変化が見られなくなったため、巡視頻度を3日おき、1週間おきなどに繰り下げ、平成28年2月の関係者合同巡視以降は、県道よりの巡視が困難となったため海岸まで降りての巡視を毎月1回といたしました。

本年8月には、平成28年2月以降の巡視では大きな変化が見られない状況でありましたので、海中にある残骸についても把握し今後の対応につなげる必要があると判断し、今後は任意の時期に陸上及び海中の状況を巡視し全体の状況を把握する合同巡視に変更いたしまして、9月21日に大久地区住民の皆さんと関係機関により海上からの巡視を行いました。

8月18日には、ご指摘のとおり大久地区及び漁業者会より中国籍座礁船に関する「要望」があり、11月15日に、この要望に対しまして、座礁船の撤去については直接交渉する手段がなく政府間で解決すべき段階の案件となっておりますので、引き続き島根県と連携し、「政府に対しては、地元の置かれている現状などについて情報提供し早期解決に向け交渉を進めるよう要望する。」、また、「早期引き揚げに向け、引き揚げ経費の算出、代執行の可能性等について検討するなど準備できる事を進め、状況の変化や進展があった場合には情報提供を実施していく。」と町の対応について回答をいたしました。

さらに、先般12月1日には、隠岐支庁を始め、隠岐海上保安署、隠岐の島警察署、神戸税関の関係機関による地元説明会を実施し、これまでの経緯や現状、今後の対応、行方不明者捜索の詳細について説明をいたしてきております。

引き続き座礁船の早期撤去に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇15番（池田信博）

何もしなかったと言うことではなしに、結果を求めているわけですから、結果的に「何もしなかった。」と言うことになろうかと思えます。当初は多少の動きはあったように聞いておりますし、実際にしておられると思えます。しかし、具体的にひとつも進んでいない、全く進んでいないという状況は否めません。

「要望書」を受けてから今後の取り組みについてお伺いしておりますけど、町長答弁にありますように、地元に対しては一定程度の説明はなされているということで理解はします。しかし、本町がこれから具体的に何をするかと、調査をすると言っておりますが、本町単独で調査をするのか、あるいは国・県へもしっかりと要望・協議しながら調査をするのか、どのように調査をして問題解決を諮るお考えなのか、まず第一点、そのことをお伺いしておきます。

そして、この調査にはいろいろと経費もかかると思えます。新年度に向けてどのような考え方をもって取り組んでいくのか、具体的にしっかりとした考えで取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

議員ご指摘のように、大久住民の皆さま方には大変ご迷惑をおかけしております。おっしゃるように「結果」が出ていない。また、住民説明会をさせていただいておりますが、必ずしも満足できる回答ではないというふうに伺っております。

今後の調査等についてでございますが、まずは新年度におきまして県の「重点要望」に改めて要望事項として、県知事の方に上げたいと。この部分は個々に要望してまいりましたが、年に二度「重点要望」という方法がございますので、まずは位置付けとして町から県への「重点要望」として改めて上げさせていただく。その後に県と協議の中で調査等についても検討していきたいと思えます。

調査については新年度は、まず今ご説明いたしましたように「重点要望」として県等に話し合いを再度させていただいてからその状況で考えたいと思っております。

○15番（池田 信博）

調査に関する費用については、要望を上げてから考えるということですが、この2年間、何もしてこなかったわけですね。今回この「要望書」を受けて初めて「重点要望」をするということでは如何なものかというふうに思っております。

また、この地区から上がってきた「要望書」に関しては、一定程度の関係者の方にはもう既に情報として上がっているわけなんですね、だから県に「重点要望」してから調査費

を付けるということでございますが、国・県が仮に「要望」に対して今後取り組んでいくとしても国が駄目、県が駄目という話にまたなろうかと思うんです。最終的には、町がしっかりとこの問題について解決するんだという気概をもって取り組んでいかなければ、問題解決に至らないと私は考えるわけなんですけど、その点についてお伺いしたいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

何度も申し上げるようで申し訳ありませんが、この件については、地区の方々にご迷惑をおかけしていることは十分認識しております。先ほど答弁いたしましたように、この2年間というものについての町の対応についてはお断りをする、お詫び申し上げる以外ないと思っております。

今後についてですが、まずは「重点要望」として県との協議を重ね、それは更には国にもいくわけですが、最終的にという判断であれば町としての責任はとりたいと思っております。

○15番（池田 信博）

最終的に「町が責任をとる。」ということでございますので、しっかりとその事を、私今聞きました。それに向けて、町が責任をとらないように県にしっかりとやってもらおうということをお願いいたしまして、質問終了したいと思います。

○議長（石田 茂春）

以上で、池田 信博議員の一般質問を終ります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時45分）

○議長（石田 茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時55分）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、5番：村上 三三郎 議員

○5番（村上 三三郎）

町長に二点ほど質問いたします。

一つは「使途不明金問題の解明について」、今一つは「介護保険制度について」であります。

使途不明金問題ですが、10月27日ある町民から「過去の予算執行について数千万円の使途不明金があるとの噂があるが事実か」との問い合わせがありました。

11月2日、隠岐の島町臨時議会において、緊急質問を求めましたが発言は許されませんでした。その後、11月8日の全員協議会で町当局から「職員が2,858万円余を着服したとして、懲戒免職にした」との報告がありました。

11月24日、第5回隠岐の島町臨時議会で「使途不明金問題調査特別委員会」が設置されました、今後、この委員会で真相が解明されることを期待します。

また、60代町民からとして、「今回の役場職員の不祥事について」と言う文書が各議員に届けられました。「不祥事の解明について調査のプロセスと結果を町民に情報開示をするべきだと」主張されています。そして、今の議会は行政に対して意見が少ないとの批判がありました。この町民の指摘に議会として真摯に対応しなければならないと考えております。

私は別の角度から町政のあり方を質したいと思います。

今回の使途不明金問題は「離島漁協再生支援交付金」が原資となって33の漁業集落協定の締結された集落に交付金として給付されるものであります。

同じ様に、農業については「中山間地域等直接支払交付金」があります。

この交付金の交付については、集落協定の締結、協定参加者の異動、協定に基づく事業の実施等の町への報告、交付金の申請・受領、交付金の配分などの事務を行います。

今回の使途不明金問題の町の説明資料によると「離島漁業再生支援交付金」については、平成29年5月下旬に根拠のない現金の支出があることが判明したとあります。職員が使途不明金の発見者であることに私は不審の念を抱きました。

そして、次の点について質問します。

一点目、33の漁業集落の何れかから、例年の交付金が入金されていないことに気づいて町に質するのが普通だと思いますが、これがなされなかったのは何故でしょうか。

二点目、使途不明金の各交付金毎の年度毎の額はいくらでしたか。

三点目、交付金の支給の決裁はどのようになっていましたか。漁業関係だけにこの事例が発生したのは、何故ですか。

四点目、再発防止の対応策はどうされますか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問一点目のご質問にお答えします。

一点目の「33の漁業集落の何れかから、例年の交付金が入金されていないことに気づいて町に質すのが普通だと思うが、これがなされなかったのは何故か」であります。まず、「離島漁業再生支援交付金」の給付先については、議員仰せの「中山間地域等直接支払交付金」これと少し制度が違いますのでここを理解していただきたいと思いますが、「中山間地域等直接支払交付金」は町内54の地域や団体にそれぞれ町から直接給付されるのに対して、「離島漁業再生支援交付金」は、交付金事業の事業実施団体であります「隠岐の島町漁業集落」に町から全額給付される制度でございます。

また、給付された交付金の予算配分については、「隠岐の島町漁業集落」の各地区代表者で構成される代議員会で決定がなされ、「隠岐の島町漁業集落」として取り組む事業に充てる「全体予算」と、西郷東部地区、西郷中央地区、西郷西部地区、布施地区、中村地区、五箇地区、都万地区の7つの地区が独自に取り組む事業に充てる「地区予算」に分類して配分がなされております。

この団体の会計事務についてであります。全体予算と西郷東部・西郷西部地区の予算を本庁農林水産課が担当し、布施、中村、五箇、都万の各地区予算につきましては各支所・出張所、西郷中央地区は漁業集落の代表者が担当していたところでございます。

このような交付金事業の執行状況にあつて、この度発覚した使途不明金の多くが本庁農林水産課の前任者が直接担当しておりました全体予算の事業と、西郷中央・西郷西部地区の大規模事業の会計処理において認められたところでございます。その他の地区予算は適正に処理されておりますので、漁業集落構成員の方々より使途不明金を指摘されるには至りませんでした。

以上のような事情によりまして、この度の使途不明金の発見者が漁業集落構成員の方々ではなく、平成28年度の「決算監査」に向けて資料を整理しておりました本庁農林水産課の新しい担当者により使途不明金が発見された次第でございます。

二点目の「使途不明金の各団体の年度毎の額はいくらであったか」とのご質問についてであります。11月8日の全員協議会でお配りいたしました資料のとおりでございますのでご確認いただきたいと思います。

三点目の「交付金の支給の決裁はどのようになっていたか」とのご質問についてでございます。3つの団体ともに町が事務局を受け持っていますので、団体であっても町の決裁規程に順じて支給手続きを行うべきでありましたが、各団体の事務を任せっきりになってしまっていた上、前任者が出納関係書類の作成とチェックを行う状況になっておりまし

た。このことに、この度の不正の原因があったと認識し深く反省しております。

また、「漁業関係だけにこの事例が発生したのは、何故か」とのご質問についてであります。3つの漁業関係団体ともに、町の決裁規程に順じて支給手続きが徹底されていなかったことに加え、通帳・通帳印の管理が適正に行われていなかったことが原因であると考えています。

最後に四点目の「再発防止の対応策はどうするかについて」であります。まずは町の監査委員と連携し、各種団体の支払い業務等につきまして、徹底的な調査を現在行っています。通帳と印鑑の管理、課内の決裁状況、現金の取り扱い、口座での振り込み、副担当の配置等を確認し、不祥事を生まない仕組みづくりの徹底を図ります。

次に、職員の意識改革の徹底を図ります。職場環境の改善を図り、報告・相談しやすい組織づくりに進めます。危機管理意識や法令順守意識の向上のために本年3月に作成しました「コンプライアンス行動指針」や12月に作成しました「不祥事防止アクションプラン」の徹底を図ります。また、職員の意識向上のための研修会を今年度中に開催するよう、現在島根県と調整をしているところであり、二度とこのようなことが起こらないよう厳格に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

〇5番（村 上 三 三 郎）

この点について再質問を行います。「中山間地域等直接支払交付金」と「離島漁業再生支援交付金」の制度の違いについて、私の認識が間違っていたこと、また「使途不明金」の対応の違いがあったことも理解できました。

その上で、次の点について再質問をいたします。

使途不明金の問題ですが、交付金の総額はいくらでしたか。

隠岐漁業集落 2,653万9,509円、隠岐島後地域水産振興部会 1,441万932円、隠岐の島町いわがき生産者会 59万7,426円、合計 2,857万8,867円、これが使途不明金ということですが、この額が本来の交付金の総額に対してどの位の割合であったかということ。

二番目、漁業関係者との信頼関係の回復について、隠岐の島町の周辺は日本有数の好漁場であり、隠岐の島町の漁業者の漁獲量は年間約 42,000 トンで県内の全漁獲量の 50%を占め、県内の比率はイワシ類 67%、アジ類 42%、ブリ類 51%、サバ類 32%、イカ類 19%、カニ類 24%等々となっております。漁業は隠岐の島町の重要な基幹産業であります。

公益社団法人島根県水産振興協会の主要な役員に前松田町長、現池田町長が就いておられます。漁業者を支援すべき本町の農林水産課で発生した今回の不祥事は、漁業者に大き

な不信の念を生んでしまいました。

漁業関係者と再発防止策などについて真剣に話し合い、信頼関係の回復に取り組まれることを求め、町長の所信を質します。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず一点目の使途不明金 2,857 万円についてでございますが、単年度 1 億 800 万円ですので 2 年間 2 億円とすれば、約 1 割が今回の「使途不明金」ということになっております。

またご指摘の信頼回復についてでございますが、もちろん今後の漁業集落の事業のあり方について代議員会との話し合いもしますし、漁業者のみならず、町民の皆さまとの信頼回復を一刻も早く進めるよう協議してまいりたいと思っております。

○5番（村上 三三郎）

次に、分割二点目「介護保険制度について」の質問いたします。

1997 年の介護保険法成立から 20 年が経ちました。いまま介護の現場では介護自殺や介護殺人、介護離職など深刻な事態が続いています。

2015 年改定では要支援 1、2 の訪問介護、デイサービスが介護保険から外され、市町村の事業に移されました。本町では平成 17 年度から完全実施されましたが、利用者への影響はありませんでした。また、特別養護老人ホームの入所条件も要介護 3 以上に厳格化されました。要介護 2 以下の人たちの行き場探しが困難になったと報じられています。

また、特別養護老人ホームの介護報酬の引下げの影響で要介護 3 でも入所が困難との情報があります。また、町内では事業所間の格差が生まれており、やむなく事業所を閉鎖したデイサービスもあります。

後期高齢者が増え、介護の必要な高齢者がますます増えていく隠岐の島町で事業所が存続していけない状況は、サービスを選ぶことができるはずの介護保険制度の趣旨から問題だと指摘せざるを得ません。

2018 年度の介護報酬改定では訪問介護事業での生活援助サービスの報酬引き下げや 2020 年度までに要介護 1、2 の人に対する生活援助（ヘルパーによる家事援助）とその他のサービスを「総合事業」に移す制度改定を行う計画と聞いています。

生活援助での掃除や調理の支援は、ケアプランに基づき計画的に実施されており、専門家であるヘルパーが生活援助に入ることで利用者の微妙な変化に気づき、早期対応が可能になります。

生活援助の「保険外し」は対応をこれらの対応を極めて難しくします。その結果、利用

者の重度化が進めばかえって介護保険財政を圧迫することになります。町が進めている介護予防の観点からも、援助を受けながら出来ることを自分でやり、いつまでも地域で暮らしていけるようにするためには軽度者にこそ目を向けるべきだと思います。

社会保障費の大幅削減のために、次々と介護保険制度改悪を進めるのは余りにも異常です。老後の安心・安全を願う高齢者と家族の願いに逆らい、制度の根幹を掘り崩す介護保険制度の改悪は許されません。

町内の介護保険事業所で介護職員不足により事業を縮小する^{おそれ}真が懸念されます。

以上の実情を踏まえて、次の点を質問します。

一つ、町内の介護保険事業所の運営の実態調査を行い、町が支援できる施策を立てるべきだと思います、町長の所信を質します。

二番目、介護保険利用料の2割、3割負担や要介護1、2の保険外し、報酬カットで介護保険事業所の倒産・廃業など介護保険事業は制度の根幹を揺るがす事態が進行しています。国が社会保障費を削減してきたことが介護保険事業の運営を困難にしています。国や県に対して予算の増額などを要請する用意が町長にありますか、伺います。

三番目、福祉職員の人材確保について町として支援をすべきだと考えますが、町長の所信を質します。

○番外（町長 池田 高世偉）

次に、分割質問二点目の「介護保険制度について」のご質問にお答えいたします。

「町内の介護保険事業所の実態調査」や「国や県に対して社会保障費の予算の増額などの要請」につきましては、運営主体である隠岐広域連合で協議すべきものと考えております。

しかしながら、少子高齢化の進行と独り暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、今後、後期高齢者の増加が推計される中、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、地域包括ケアシステムを構築していくことは、町といたしましても当然取り組まなければならない重要事項であり、昨年、隠岐広域連合と共に介護保険事業所の実態調査を行ったところでもあります。

調査の結果、介護を担う事業所の人手不足や職員の高齢化、離職者が多いことなどが分かっております。

人手不足等の原因は多様ですが、職員の給与等が他事業に比べ低いことも大きな要因の一つであると考えており、町民の皆さまの生活を支える福祉職員の確保と処遇改善に併せ、働きやすい職場づくりの取り組みが急がれると考えております。

福祉事業所の職員の人材確保への支援につきましては、現在検討を行っているところでございます。今後は、町の支援策案を事業所に提示し、事業所の意向を踏まえ、支援策をまとめていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（村上三三郎）

終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、村上三三郎議員の質問を終わります。

次に、2番：村上謙武議員

○2番（村上謙武）

それでは、事前通告の内容に沿ってこれから「一般質問」を行いたいと思います。

まず始めに、「透明で適正な町政運営の確保について」でございます。

11月8日、職員の不祥事に関する処分内容が町長より公表なされました。しかし一部の町民は公表内容に対し、今なお不信感を持ち続けているのが現状であります。

当該職員は担当していた3つの事業に係わる、交付金等の公金を3年間の間に2,857万円余り、私的な遊興費に使ったという説明がなされましたが、詳しい内容の説明がなされたとはとても言いがたいものであります。

その後、この件に関する町長からの説明は一切なされておらず、町民の不信感は今なお解消されないままであります。更に、今回の不祥事発覚後の町執行部の対応についても、納得できない所が多々見られ、町行政に対する町民の不信感を更に増大させる結果を招いているのではないかと私はそう考えております。

そういう意味で、町長としての政治姿勢が問われた、今回の不祥事に対する対応ではなかったかと考えているところです。

今、地方自治を担う行政機関には、住民に対する積極的な情報公開と説明責任が必須要件の一つとされております。

今回、使途不明金の発覚から、約半年間近くも、議会、住民への説明が一切無かったことが、議会はもちろんのこと町民が、町執行部に対して不信感を大きくさせた原因の一つであると私はそう考えています。更に、9月議会の決算特別委員会における「離島漁村集落支援事業」の事業報告等が結果的には、担当課による恣意的な虚偽報告ではなかったのかと、そう疑われても仕方のなく、議員としても不信感を一層強く感じているところでもあります。

以上のような理由により、今の町政の状況は、町民から信頼される透明で適正な町政運営を行っているとはとても言いがたい状況にあると、そう言えるのではないでしょうか。

官吏・公吏つまり公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときには告発しなければならないという、刑事訴訟法第239条第2項の義務規定によらず、「使途不明金の事件」を告発しなかったことについても、町民感覚とはかけ離れた行政判断を行ったのではないかと、今なお疑問に感じているところであります。

そこで、町長に次の三点についてお伺いします。

まず始めに、使途不明金発覚から公表に至るまでの執行部の対応が妥当であり、適切であったと、現時点でもそう確信しておられるのかどうか、町長のお気持ちをお伺いいたします。

次に、使途不明金の公表が、なぜ発覚から半年近く遅れたのかその理由を伺います。

最後に、9月定例議会の決算特別委員会における事業内容の決算報告の際、使途不明金の事実を議会に報告しなかったことについて、道義的な責任をどう感じておられるのか。

以上、三つの点についてお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問一点目、「透明で適正な町政確保について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「使途不明金の対応について執行部の対応は妥当であり適正であったのかについて」であります。使途不明金の発覚から公表に至るまでの一連の対応につきましては、今でも妥当であり適正であったと考えております。

二点目の「使途不明金の公表が、発覚から半年近く遅れた理由について」であります。本人からの聞き取り、関係機関の調査等、使途不明金の額の確定に日数が掛かったこと、本人がその着服額を認めるまでに日数が掛かったこと、そして全額を弁済してもらうために日数が掛かったことが、その理由であります。

三点目の「9月の決算特別委員会における道義的な責任をどう感じているかについて」であります。町の補助金支出事務につきましては、適正に処理されていると考えているところであります。使途不明金につきましては、本人がその着服額を認めていない時期であり、その後の全額弁済の対応のためにも事実を伏せさせていただきましたところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

ただ今、町長より三点の質問について答弁をいただきました。更に質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、一点目の「今でも妥当であり、適正であったと考えております。」という答弁がありました。問題の公表から約1か月が経ち、町長自身改めて今回の「使途不明金問題」に関してしっかり検証する時間もあつたのではないかなというふうに思い、質問をしたところでございます。

今回の不祥事に対する行政の対応が町民の理解を得られる妥当な判断だったと、町長自身今もそう思っておられるのであれば、そう受け取りたいと思っております。

二つ目の質問の件になりますが、11月8日に公表、説明された資料によれば9月7日の時点で着服額の確認作業が全部終了しているということは、皆さんご承知のとおりです。普通に考えれば遅くともこの時点で、議会及び町民に対して公表すべきタイミングではなかったかと思っておりますが、ただ今の説明を聞くと、結果的にその後2か月経ってから公表したということで全額を弁済してもらうために更に日数が掛かつたと、この間が2か月掛かつたというふうに認識しております。

しかし、「全額弁済」と今回の「使途不明金」の事実の公表とは別問題ではないかというふうに思っております。その辺のところの見解を町長お聞かせください。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

着服額の確認以降の約2か月のご指摘でございますが、11月8日の時点でもご説明申し上げましたが、まず「町として何を最優先するべきか」という判断をさせていただきました。それが必ず「全額弁済」してもらおうと言うことが、私の町としての最優先事項として、関係職員との協議を続けてまいつたと。私は、まず「全額弁済ありき」ということを最優先したという考えです。

○2番（村 上 謙 武）

「全額弁済ありき」ということで、11月8日に公表されたということなんですが、仮の話をしたら失礼ですが、もし現時点でも「全額弁済」がなされてなかったら、町の方針としてはこの件を公表しないという考えで対応してきたか。ということで理解してよろしいでしょうか。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

ご質問の件でございますが、弁済がなかった場合の対応、それは十分に検討しており

ました。それは「告発」以外に無いという判断をもちながら2か月の間、「全額弁済」を関係職員との間で協議をしてきたというのが事実です。

○2番（村上謙武）

三点目の質問に対する町長の答弁であります、「町の補助金支出事務につきましては、適正に処理されていると考えている。」というふうに言われましたけど、適正な補助金支出の事務が行われていなかったから今回の不祥事が発覚したのではないのでしょうか。

町長は本気で適正に補助金の支出事務が適正に行われていると、本気でお考えでありますでしょうか。答弁を求めます。

○番外（町長池田高世偉）

今のご質問ですが、事業ときちんと分けて考えなければならない。再三ご説明申し上げていると思っているのですが、先ほど村上三三郎議員にご説明いたしましたように、町のお金は全て「漁業集落」に交付すると。これが町の補助金の事務ですから、町の予算管理としては、執行としては間違っていない。適正であると。

今、議員がご指摘なのは更にその「漁業集落」としての経理関係が杜撰^{ずさん}だったということであり、町の補助金支出については適正であったという判断です。

○2番（村上謙武）

ただ今の町長の答弁は、町の「補助金の支出」と「全体の事業への支出」、分けて考えてほしいというふうに私は受け取りました。

議会に対する道義的責任についてどう思っているかということについては、一切答弁はなかったわけですが、町長の答弁によりますと「使途不明金につきましては、本人が着服額を認めていない時期であり、その後の全額弁済の対応のためにも事実を伏せさせていただいたところですよ。」ということですが、9月7日にその作業は終わっていると資料の方で説明がありました。9月議会は9月13日から始まっておりますので、この町長の答弁は矛盾があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○番外（町長池田高世偉）

先ほどのご質問ですが、時系列でいうと9月7日に認めました。最終的にこの関係職員と「確認書」の締結が10月1日でございます。ですから「確認書」で初めて額を認めているが確定したのは10月1日とご理解いただきたいと思います。

○2番（村上謙武）

まだ納得できないですが。町長からの答弁でありましたけど、私が今一番危惧するところ

ろは、今のままでは行政に対する信頼というものが回復しないまま町民をはじめ県・国からも徐々にその信頼を失われていくのではないかと心配をしているところです。

町長をはじめ、町執行部の皆さんが常に公平・公正で透明性のある町政運営に務めていただきたいと言うことを申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

「役場職員の職務遂行の徹底と公務員倫理の確保について」質問をいたします。

先ほど質問した、今回の不祥事は職員全体の危機意識の低さと、行政として「当たり前」のことを「当たり前」に処理していくという、最も基本的な職務の遂行がキチンとできない、そして、出来なくてもそのまま済ませてしまうというコンプライアンスが欠如した、厳しい言い方をすれば、役場組織のルーズで甘い体質が招いた不祥事であると言われても仕方のない事例ではないかと考えております。

この度の件で執行部職員を筆頭に、職員一人ひとりの公務員としての基本的な倫理感と職務に対する姿勢が厳しく問われているのではないかと考えております。そこで町長にお伺いいたします。

二度と今回のような不祥事を起こさないために、職員の職務遂行の徹底と行政組織としてのコンプライアンスの確立を今後どのように図っていくのかお伺いいたします。

次に、全職員に対して公僕としての意識と、公務員倫理をどのように高め確保して行くのか、この二点についてお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目の「役場職員の職務遂行の徹底と公務員倫理の確保について」のご質問にお答えいたします。

まさに議員仰せのとおりだと思っております。

一点目の「職務遂行の徹底とコンプライアンスの確立をどのように図っていくのかについて」であります。これは村上三三郎議員の答弁と重なりますが、まずは職員の意識改革の徹底を図ります。職場環境の改善を図り、報告・相談しやすい組織づくりを進めます。危機管理意識や法令順守意識の向上のために本年3月に作成いたしました「コンプライアンス行動指針」や12月に作成いたしました「不祥事防止アクションプラン」の徹底を図ります。

また、職員の意識向上のための研修会を今年度中に開催するよう、現在、島根県と調整をさせていただいているところであります。

二点目の「公僕としての意識と公務員倫理をどのように高め確保していくかについて」

であります。全体の奉仕者としての職員には高い倫理性が求められており、基本的な行動規範を内外に宣言するためにも公務に対する町民の信頼回復のためにも「職員倫理規程」を制定し、その対策に努めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

町長の答弁をお聞きして、再質問をさせていただきます。

一点目の職務遂行とコンプライアンスの確立をどのように図っていくかについては、本年3月に「コンプライアンス行動指針」を作成された、12月に「不祥事防止アクションプラン」を作り徹底すると、いうふうに理解しました。

しかし、私は町長が今まずやるべきことは、役場内に今回の不祥事の詳細な調査、検証を行う「調査委員会」を早急に立ち上げ、そして詳しい原因調査を行い、その調査作業を基に「不祥事再発防止策」を策定して、全職員に徹底していくという作業をまずすべきではないかというふうに考えております。ということで、私がただ今申し上げた役場内に今回の不祥事を調査する「調査委員会」というものを立ち上げたでしょうか。

そして、それにより詳しい「調査報告書」を作成する作業というのは行われたのでしょうか。これについて答弁をお願いします。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

第三者が入っておりませんが、今まで我々庁舎内でそういった協議を重ねてきました。その上で12月に「アクションプラン」も作りまし、まずはこの徹底に図っていきたいと思っております。

○2番（村 上 謙 武）

庁舎内に私が申し上げた「調査委員会」となるものは、立ち上げていないというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

「調査委員会」というきちんとした名目ではございませんが、5月時点から関係課長含めそういった検討をしまいたのが、いまの調査内容でございますので、それを踏まえて先ほど申し上げた職員徹底するための12月に「アクションプラン」を作成させていただいたということで、まずは職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

○2番（村 上 謙 武）

それでは、本年三月に作成した「コンプライアンス行動指針」と12月に作成した「不祥

事防止アクションプラン」、これはまだホームページ等で公表はされていないと思いますが、この2つについて公表する予定はおありでしょうか。回答を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

申し訳ありません。3月に作成した「コンプライアンス」については2件ともアップしておりませんので、早急にホームページの方に挙げさせていただきます。また、3月にこうした「コンプライアンス」を作った中で、周知・徹底の中でこういった不祥事が起きたことについても大変申し訳なく思ってますし、事前にそういったものも今後、町としてきちんとしなければならないという矢先だったことでもあります。きちんと職員に徹底していきたいと思っております。

○2番（村上 謙武）

3月に「コンプライアンス行動指針」が出来上がっておりますので、今回5月にこういった不祥事が発生したということで、当然この3月に作成した「コンプライアンス行動指針」に沿って今回の不祥事の問題も5月以降対応してきたと、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

対応してきたとは、まだ申し上げられません。

言うのはこういった状況の調査をやって今、結果が出ておりますので職員にそういった形で、公務員としての模範となるべき方法、そういったことを今やっ指示しておりますし、この件についてはきちんとした県と一緒に研修の中で徹底していきたいと思っております。

○2番（村上 謙武）

それでは、二点目の「全職員に対して公僕としての意識と公務員倫理をどのように高め、確保していくか」ということで、「町民の信頼回復のためにも『職員倫理規程』を制定し、その対策に努めてまいりたいと考えているところです。」という答弁でしたけど、不祥事が発覚してから半年以上になりますが、まだ考えているところでは非常に対応が遅いと私は考えております。こういった大きな不祥事が発生した時には、やはりそれなりに、迅速にきちんとした対応をするのが適切な対応ではないのかというふうに思っております。

「職員倫理規程」それだけではなしに、私はやはり「隠岐の島町職員倫理条例」なるものをこの際、しっかり策定すべきではないかなと思っております。

ただ今の私の指摘した「隠岐の島町職員倫理条例」の策定について、町長はどのように

考えておられるかお答えください。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

公務員倫理ですが、不祥事発覚以降、職員を集めて「訓示」もしております。もう一度、公務員になった時の「原点に返ろう」という話もしておりますし、職員もそのことについては十分理解してもらっています。その中であって先ほどから申し上げてますように、一刻も早い町民の皆さんとの信頼回復に向けた取り組みをしていきたいと思っております。

ご指摘の「まいりたいと考えているところであります。」という言葉について、ご意見いただいておりますが、現在、「職員の倫理規程」について策定中でございますので、早急に制定していきたいと思っております。

また、「倫理条例」というものについては「上位法」がある以上、「規程」あるいは「訓令」でやっていきたいと思っております。

○2番（ 村上 謙武 ）

最後になりますが、ひとつ町民の信頼を回復するためにも着実にこの「情報公開」というものにしっかり取り組んでほしいということ。今回のような大きな問題が発生した時には、事実をありのままに公表して、事務事業は迅速かつ誠実に処理、対応することが不可欠ではないかということをお願いを申し上げます。

○議長（ 石田 茂春 ）

以上で、村上 謙武議員の一般質問を終わります。

次に、4番：石橋 雄一議員

○4番（ 石橋 雄一 ）

それでは、早速質問に移らせていただきます。

町長の基本的な隠岐の島町に対する財政運営についての考えを、提出されている「中期財政計画統括表」を元に伺いたいと思っております。

現在、国の経済状況は輸出入の好調さを受け、好調に推移しているということですが、話はちょっと古くなりますがアベノミクスの3本の柱のうちの一本目の大胆な金融緩和を受け、多くの資金が市場に出回り、株高、輸出入企業の好調さにつながっていると思われまます。その反面、実質の可処分所得は下落を続け、税と社会保障の一体改革による消費税のアップ、介護報酬の引き下げなど財務省による緊縮財政路線は堅持されています。内需は冷え込んだまま、われわれ庶民にとってはまさに実感なき景気回復となっているわけですが、これは島根県も同様で、緊縮予算を堅持しており、様々分野での引き締め策が行わ

れています。

翻って隠岐の島町です。一般会計予算の平成 28 年度決算は同 27 年度比で歳入、歳出ともに若干の増で決算されましたが、統括表によると平成 29、30、31 年度の予算はそれぞれ平成 29 年度が 176 億円、同 30 年度が 172 億円、同 31 年度が 164 億円と平成 28 年度の歳出額 149 億円、歳入 152 億円と比べ大幅な増になっています。庁舎建設をはじめ公共事業を中心とした大胆な財政出動と言っていると思います。私はこの一連の予算の使い方につきましては、デフレ化の経済環境の中にあっては正解であり、賛成するものですが、建設業を中心としてシャワー効果は大いに見込めるものと思いますし、「国境離島特措法」なども影響して、国や県に逆行してバブルの様相も呈しはしないかの大盤振る舞いと言えらると思っております。

問題は財政規律の問題がしっかりと捉えられているかどうかだと思います。経常収支比率は平成 29 年度である本年度には危険水域の 90%を超え、95.3%、平成 31 年には 96.2%、表の最後平成 37 年に至っても 93.1%で 90%中盤を続けることとなります。実質公債比率も下がったように見えていますが、何かマジックでもあるのでしょうか。地方債は確実に増えています。平成 28 年度に 215 億円であったものが平成 31 年度には 246 億円まで膨らみます。基金に至っては平成 28 年度 56 億円であったものが平成 37 年度には財政調整基金・減債基金はなんと 4,300 万円まで、その他の目的基金は 10 億 9,000 万円の計 11 億 3,300 万円にまで減ります。

企画財政課長は予定通りの予算執行だとおっしゃってるわけですが、この悪化するばかりの数値を前にしては危機感を抱かざるを得ません。町長のお考えを伺いたいと考えます。町長の町財政運営に対する基本的な姿勢を伺いたいと思います。

さらに伺います。今回の「使途不明金問題」についてですが、11 月 8 日の全員協議会において町の調査結果が示されました。その内容について伺いたいと思います。

再発防止策についての言及が、平成 24 年度に発生した防止策についての説明があったと思っておりますか、無かったように私自身は認識しておりますが、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

また、今回のこういった不祥事を受けて、少なくともこのような団体が農業、林業分野、その他にも存在するのではと思われませんが、これらの調査についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員のご質問にお答えします。

分割質問一点目の「隠岐の島町財政運営について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「隠岐の島町の財政運営についての基本的姿勢」についてであります。議員ご指摘のとおり本年2月にお示しいたしました「中期財政計画」においての数値につきましては、今後の10年間に於いて基金残高が大きく減となることが想定されているところでございます。

合併時に「新町建設計画」を策定し、行財政改革に取り組みながら、地方債の繰り上げ償還、職員定数の削減、給与カット等をはじめとした歳出削減に取り組んだ結果、財政指標において大きく改善されたところであります。しかしながら、本町の大きな財源であります普通交付税は更に減額となることから、なお厳しい財政運営をしなければならないと考えております。そのような状況の中で、新しい町としての施策を精査しながら、安心・安全なまちづくり、健全な財政運営を目指し、取り組んできたところでございます。

議員ご指摘の、本年度から平成31年度までの大幅な予算増となっておりますのは、役場庁舎、防災無線等の大規模事業の実施によるものでございますが、町民の皆さまにとって安心・安全なまちづくりには、必要不可欠なものであると同時に、より有効な財源で実施するためには、この期間での実施となったところでございます。

今後、普通交付税の動向により、財政指標等変動することは予測されますが、引き続き第3次行財政改革に取り組みながら、歳出削減はもとより、「地方創生法」や「有人国境離島法」関連等のより有効な財源の活用を図り、「隠岐の島町総合振興計画」、「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づいた各種事業を展開しつつ、なおかつ安定した財政運営を確保できるよう、取り組んで参りたいと考えております。

二点目の「今回の不祥事を受けて再発防止についての考え方及び他の再調査について」であります。11月8日の全員協議会の場において今回の再発防止策の概要につきましては、総務課長より説明させていただいたと思っております。詳しくは、村上三三郎議員のご質問にもお答えしたように、不祥事を生まない仕組みづくりの徹底と職員の意識改革の徹底を図ってまいります。

また、再調査につきましては、農林水産関係の団体の内、町が事務局となっている団体は、水産関係を除きますと農業関係で4団体でございます。

議員ご指摘のとおり、この度の不祥事を重く受け止め、これらの団体につきましても出納書類等の内容を再度確かめたところであります。その結果、適切に処理されているこ

とを確認したところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（石橋雄一）

ただ今のお答えに対して更に質問したいと思います。

町財政運営についてですが、今後、普通交付税の交付について額がどんどん減額されていくことの背景に人口減少社会が来ると、そして今後そのことがどんどん顕在化してくるというような社会的イメージが予算組みの前提としてあろうかと思うのですが、思った以上のスピードで隠岐の島町についても人口減少が今後進んでいくのではないかと考えられます。

町長ご出身の“久見”、同僚議員もおられますが私も“久見”ですが、久見の10年後の姿これを予想した時にかなり増える部分もあるし、減る部分もあるというふうには思いますが、やはりこの予算を作るときの前提条件として「人口構成のビジョン」といったものを相当考えていかないと、今までのような歳出額の繰上償還であるとか、定員の削減とか給与カット等々の対応策ではちょっと対応出来ないのではと思うのですが。その部分について町長、どのようにお考えかお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

議員ご指摘のように「人口減少」も要因でございます。この人口減少の計画については「ひと・まち・しごと創り」で計画しておりますように、最終的に隠岐の島町はどんなことがあっても1万人は割らないんだというような施策をしていくということが謳ってあります。

交付税につきましては一本算定がございますので、そういったことで“減”が見込まれますが、大幅の“減”というふうには……。どの程度になるかはちょっと分かりませんが、大幅な“減”になるとは思っておりません。

そして今回の議会の冒頭でご説明しましたように、「合併特例債」の再々延長について国の方へ働きかけをしてまいっておりますので、今後も引き続き要望活動を進めてまいりたいと思っております。

○4番（石橋雄一）

今、予算編成の真最中で3月議会に向けて予算を作られていくと思いますが、隠岐の島町の場合は特に特別な財政状況というか、閉鎖されている島ですので、町の財政の考え方に対するあり方が町内の景気に非常に影響するというふうに思います。絞りすぎても景気が悪くなりますし、ジャブジャブにしても良すぎるというふうなことになりますので、そ

の辺りのことは十分考えられているとは思いますが、頭に入れて「人口ビジョン」共々と考えの中に入れて、今後の予算編成をしていただきたいと思います。

続けて、次の質問に移らせていただきます。

私は3月議会から続けて「観光行政等々について」質問をしてきたわけですが、今回も「観光行政全般について」伺いたいと思います。

現在の隠岐の島町の観光について少し考えてみました。観光客の大半は大手代理店ツアーによるものがほとんどです。一年の間、何回見ることが出来るかわからない「ローソク島遊覧」が最大の観光の目玉になっています。それに加えて名所と呼ばれるところをざっと見て島前に渡るというのが一般的な「隠岐の観光ツアー」ではないかと思います。

私が考えるところによると、観光資源の開発、これが今の隠岐の島町が抱える観光の最大の課題ではないかと私は考えています。様々な分野で隠岐の島町の魅力について賞賛の声が上がっていますが、都会地に比べれば圧倒的な資源の豊富さを感じる事が出来ます。しかし、残念ながら私も含めてその貴重さ、魅力を島民である私たち自身が理解していない部分もあると思います。町民向けのインナーキャンペーンも必要です。豊富な観光の資源をストレスフルな都会地の人々に見せて体験してもらうという、基本的な姿勢が観光の基本として必要ではないかと思っています。この豊富な資源の見せ方、体験の仕方を考えてきちんと計画を打ち出して行くのが観光行政の最大の役目だと思っています。

これに則って長期計画、短期計画がそれぞれ作成されて、スローガンであったり、アイキャッチャー、ターゲットの想定、ゆるキャラ作成等々につながっていくのではないかと思います。そのことによって、実働部隊の観光協会に活動してもらうというのが通常スタイルになってくるのではないかと思います。

町長に伺いたいですが、隠岐の島町の観光分野における最大の課題は何だと考えておられるでしょうか。また、観光行政についてどのように一般的に思われているか、組織構成は今ままで良いとお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

続けて「観光」について伺います。

3月議会から続けて質問させていただいておりますが、「観光戦略推進会議」が実施されておると思いますが、9月議会で会議の目的については確認いたしました。基本的な観光の考え方、課題等がこの会議から打ち出されてくるのではと期待しておりますが、現在までの進捗状況はいかがなものかお聞かせ願いたいと思います。

更に、「観光資源関連」で伺います。

来年は「隠岐騒動」が起きて150年だそうです。激動の時代に起こったこの事件を受けて、様々記念行事が予定されているようですが、本日はその騒動の中で思想的な中枢であったと目される中沼了三先生について伺いたいと思います。

“先生”と呼ぶのには少し理由がありまして、先生が「文武館」という学校を開いた十津川村とは交流があることは皆さん重々ご存知のことと思います。先月も十津川村から議員の方がお見えになって視察されたということも伺っております。この十津川村の人々は“先生”に対する尊崇の念が非常に篤く、高校生すら“先生”と呼んでおられるらしいです。その十津川村の方が隠岐に来られた時の話です。石碑の前でガイドさんが、「中沼了三」と呼び捨てにしたところ、「先生と呼べ。」という声が聞こえたらしいという事を小耳に挟みました。真意のほどは確認しておりませんが、“事実のあとに煙は立たない”と申しますので、何かこれに近いことがあったのだろうというふうに思っております。考えて見れば、私たち隠岐の住民の“先生”に対する認識は極めて低くて、若い人の中には知らない人もいるという状況です。成し遂げた偉業に対して、あまりにも冷たい対応ではないかというふうに思っております。

江戸最末期の天皇の孝明天皇、そして明治天皇と2代の天皇に対し侍講として務めると、天皇家の信頼が非常に篤くて現学習院大学の創設にも関わった人物です。その他数多くの業績を残されています。私は“先生”の業績を称えて生家の近くに「記念館」を建造してはどうかというふうに考えております。

このことによって、ちょっと失礼ですが“先生”の観光資源化も図れますし、これは町長の公約にもあったと思いますが中出張所の建設、これとの併設、恵まれた海水浴場やキャンプ施設、布施原生林のトレッキングコース、周辺のサイクリングコースの整備等々、白島、浄土ヶ浦等周辺の観光地の拠点として位置づけることによって、地区の活性化にも貢献できるのではないかと思います。併せて診療所、バス停留所なども検討されているようですがこれらも兼ね備えたらどうかと思っております。

人口減少社会の「スモールタウン構想」にも合致するのではないかとともに思います。更に私は今回、読まれた方も多数いると思うのですが、この本を紹介したいなというふうに思っております。「山陰沖の幕末維新動乱」という本です。これは隠岐の島町出身の大西輝俊氏、隠岐高校から阪大の医学部に行かれて脳神経外科医になられているすごい方ですが、この方は本を書くことが趣味らしくていっぱい本を書かれているのですが、隠岐に関する著述も多くて読んだところ非常に面白くて、文体が非常に魅力に飛んでいるというふうな

ことで、フィルムコミッションを通じて映画化かドラマ化などへの道を探れないかと。「隠岐コミュン伝説」で松本氏もかかれています。その本に比べると構成がしっかりしていて読み易いなど思っています。

舞台が人気のある幕末から明治で、脚本化はわりと比較的容易ではないかと私は思っています。これらのことも含めて、中沼了三先生についての町長のお考えを伺いたいなど思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

分割質問二点目、「観光行政について」のご質問でございますが、その前に先ほどのお答えに誤りがありまして、合併特例債の方に中心にはして話をしましたが、合併の一本算定、今旧4町村の基準に交付していただいておりますが、それが1町になるということから減額が見込まれるということで、特例債とは別の部分でございますのでその点をお断りいたします。

それでは、一点目の「観光分野における最大の課題及び観光行政についての考え方」についてでございますが、「第2次隠岐の島町観光振興計画」をご確認いただいていると思っておりますが、本町を取り巻く社会情勢や背景を基に本町の観光の現状を確認し、そこから見える課題を取り上げています。細かくはたくさんの課題がありますが、飲食の提供に関する課題から大きく7つの課題を掲げています。議員、特にというお言葉ですが、我々この観光行政7つの振興計画、課題が特にという判断をしております。その一つひとつを解決し、目標達成のための施策を展開していくため「本計画書」が策定されていることはご承知のとおりだと思います。

観光行政のあり方については、町村合併当時、「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」の実現を目指すという本町の観光振興の基本方針は変わっておりません。現在、観光課を中心に各種施策を展開しておりますが、当然、他の部署においても連携強化を図り、目標達成に向かって進んでいくことは言うまでもありません。

また、観光事業を实践する町観光協会及び隠岐観光協会につきましては、それぞれの組織の役割に従い、本町と十分な連携を図りながら組織強化に努めるべきだと考えています。

二点目の「観光戦略推進会議の進捗状況について」であります。今年度は既に3回の会議を行い、概ねスケジュールどおり議論を重ねております。議員ご指摘の短期的な施策につきましても、各委員から積極的にプランを出していただき、様々方面からの視点を加えまとめる作業を続けています。内容も幅広く、作業も多岐に亘りますので、時間と労力

もかかりますが、詳細な事業計画について慎重に審議していますのでご理解をお願いいたします。

三点目の「中沼了三先生について」であります。国のために奔走した郷土の偉人「中沼了三先生」につきましても、ご指摘のとおり、町民の皆さんが広く認識されているかというとその認知度は極めて低いと思われまます。しかしながら、昨年が中沼先生の生誕 200 年及び没 120 年でありましたので、本町の有志で結成された「中沼了三先生顕彰会」を中心に、奈良県十津川村の方々と協力をし、京都安楽寺での慰霊祭をはじめ各種記念事業が行われました。

また、平成 17 年度から 13 年も連続で本町にお越しにいたっている奈良県立十津川高校の皆さんの歓迎等、十津川村との交流も積極的に行われています。この様子を本年「4 月号の町広報」で 4 ページにわたる特集で紹介いたしました。更に、町立図書館及び隠岐自然館でも「特別展」を開催し、町民の皆さまをはじめ内外への広報に努めているところでございます。

今後は、テレビドラマ化の構想も含め、地元の「中沼了三先生顕彰会」の皆さんを中心とした活動が更に活発なものとなりますよう、行政としても支援できるよう努力してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○4番（石橋 雄一）

再質問させていただきます。

質問の中で「記念館」の設置について伺っていたわけなんです、これについて検討の余地があるのか少し伺いたいと思うのですが。中出張所の併設で、観光拠点としての「記念館」をつくるお気持ちがあるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○番外（町長 池田 高世偉）

現在の総合振興計画上では、計画がなされておひりません。まだまだ顕彰会の方々、教育委員会、そういった機関とのお話し合いの中で、そういった計画が地元の皆さんを中心に声が上がった場合には町としても積極的に話し合いに入っていきたいというふうにおひり思ひます。

○4番（石橋 雄一）

以上で、終ります。

○議長（石田 茂春）

以上で、石橋 雄一議員の一般質問を終ります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日12月12日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 1 2 時 1 7 分)

以 下 余 白